

規制シート(様式)

190198900820001

平成29年2月20日

規制の名称	貨物利用運送事業法	所管府省	国土交通省
根拠法令等	貨物利用運送事業法(平成元年法律第82号)	担当局課等及び作成責任者の役職・氏名	大臣官房参事官(物流産業) 川上泰司 総合政策局国際物流課 課長 町田倫代
規制目的	貨物利用運送事業の運営を適正かつ合理的なものとするにより、貨物利用運送事業の健全な発達を図るとともに、貨物の流通の分野における利用者の需要の高度化及び多様化に対応した貨物の運送サービスの円滑な提供を確保し、もって利用者の利益の保護及びその利便の増進に寄与すること。		
規制内容の概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第一種貨物利用運送事業(第3条) 経営しようとする者は、国土交通大臣の登録を受けなければならない。 ○ 第二種貨物利用運送事業(第20条) 経営しようとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。 ○ 外国人等による国際貨物運送に係る第一種貨物利用運送事業(第35条) 国土交通大臣の登録を受けて、船舶運航事業者の行う国際貨物運送又は航空運送事業者の行う国際貨物運送に係る第一種貨物利用運送事業を営むことができる。 ○ 外国人等による国際貨物運送に係る第二種貨物利用運送事業(第45条) 国土交通大臣の許可を受けて船舶運航事業者の行う国際貨物運送又は航空運送事業者の行う国際貨物運送に係る第二種貨物利用運送事業を営むことができる。 ○ 報告の徴収及び立ち入り検査(55条) 国土交通大臣は、必要な限度において、貨物利用運送事業を営む者に対して、その営業に関し報告をさせ、事務所その他の営業所に立ち入り、帳簿、書類、その他の物件を検査することができる。 	関連する予算	-
規制の最近の改廃経緯	○ 貨物運送取扱事業法を貨物利用運送事業法に改正【平成14年度】 (運送取次事業を廃止、第一種貨物利用運送事業を許可制から登録制へ変更等)	関連する政策評価結果	-
規制を維持、改革又は新設する理由	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第一種貨物利用運送事業は、事業者が荷主に対して運送責任を負っており、利用者その利益を保護するためには、不適格事業者の参入を抑止することが必要である。 ○ また第二種貨物利用運送事業は、事業者の荷主に対する運送責任に加えて、幹線貨物輸送に対して影響を及ぼすことや、幹線貨物輸送と集配との円滑な接続の確保、トラックによる集配運送の実施といった特徴があり、利用者の利益の保護及び利便増進のためには適切な事業運営が可能なる者による必要がある。 	規制の維持、改革又は新設の別	維持
(規制を改革する場合の改革の方向性)	-		
見直し条項	-		
次の見直し時期	平成33年度		